

豊前市農業委員会議事録



- 1 招集日時 平成 28 年 9 月 12 日 14 時 00 分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について



4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数 19名
出席 16名
欠席 3名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	13番	竹中 博藤	出
副会長2番	吉永 新一	出	14番	柏木 伸夫	出
副会長3番	青木 一巳	出	15番	山本 一彦	出
4番	柳井 規久夫	欠	16番	久保田 茂	出
5番	今吉 里見	出	17番	内藤 憲士	出
6番	寺光 正博	出	18番	磯永 優二	欠
7番	末延 憲治	出	19番	山崎 廣美	出
8番	今本 文徳	出			
9番	青木 春美	出			
10番	今吉 永幸	出			
11番	楠本 守亮	出			
12番	青本 壽	欠			

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

係長 加来 孝幸

開 会 の 宣 言

事務局 只今から平成28年9月の定例総会を開催いたします。
出席委員は19名中16名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 14時00分 開会を宣言する。
本日の議事録署名委員は13番竹中博藤委員さんと、14番柏木伸夫委員さんをお願いします。
会議書記は事務局職員の加来さんをお願いします。
今回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は4件でございます。
全4件は所有権移転に関するものです。
「議案第1号、通り番1から4を、議案書をもとに朗読」
全4件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

14番委員発言 通り番1について説明いたします。
通り番1についてですが、登記上は田になっていますが現況は畑です。譲渡人の●●●●●氏が管理しておりますが、高齢により管理できなくなってきたとのことで、譲受人の●●●●●氏に売買するものです。場所は山田小学校から大川病院へ行く県道沿いにあります。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員さんの説明をお願いします。通り番2ですが、赤熊と沓川に地区が跨っていますが、ほとんどが沓川の農地なので沓川の17番委員から説明をお願いします。

通り番2

17番委員発言 通り番2について説明いたします。
通り番2についてですが、赤熊が2筆、沓川が5筆あります。譲渡人の●●●●●氏が高齢で耕作できず、譲受人である●●●●●氏にお願いして耕作してもらっているところです。その農地を●●●●●氏に売買するということです。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番3について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番3

17番委員発言 通り番3について説明いたします。
通り番3についてですが、農地は譲渡人の●●●●氏の家の前側にあり、場所は市役所横の道を清水町に行った道の側にあります。その農地の下側の田んぼを譲受人である●●●●氏が耕作しており、売買するに至ったものであります。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番4について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番4

17番委員発言 通り番4について説明いたします。
通り番4についてですが、農地は三毛門のニューいずみの裏側にある山林状態になったところともう一つはニューいずみの前にあるコンビニの裏側になります。どちらも道路も水路も無く、譲渡人である●●●●氏が管理ができないとのことであり、譲受人の●●●●●●氏に無償で贈与するとのことです。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から4は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことです。議案第1号、許可申請通り番1から4について、原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。
「議案第2号、許可申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。通り番1について、地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

3番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。
通り番1について、場所は合河の中心の宮崎石油店から少し上った公民館の横の道を入ったところに申請人の●●●●氏が家を新築しています。それに隣接して農地があったものを家の庭にしたいとすることで申請がなされております。水利同意及び隣地承諾書もあり、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号、許可申請通り番1について、原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は5件でございます。
「議案第3号、許可申請の通り番1から5を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第3号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

19番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。
通り番1について、場所は松江駅の横、笑福食堂の前側になります。譲受人の●●●●氏が駐車場として経営しようとしている土地の一部に譲渡人の●●●●氏ほか1名の所有する14㎡の農地があり、その分を転用許可申請するものです。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番5について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番5

10番委員発言 許可申請の通り番5について説明いたします。
通り番5について、場所は山内の嘯吹八満から110メートルくらい上ったところで、譲渡人の●●●●氏の家が建っている横の畑を三毛門に住んでいる●●●●氏が譲り受けて、もともと●●●●氏の車庫があった部分を壊して合せて家を新築するとのことです。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第3号の通り番5について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1から5は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号、許可申請通り番1から5について、原案通り可決いたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって9月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
14時30分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

平成 28 年 10 月 4 日

議 長 松本克己 (松本)

13番委員 竹中増藤 (竹中)

14番委員 狗木伸大 (狗木)

